



広島県報

定期
第 77 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

- 結核予防法の規定による医療機関の指定 (保健対策室) 一
- 結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退 (") 二
- 指定自立支援医療機関の指定 (障害者支援室) 二
- 保安林予定森林にする旨の通知 (治山室) 三
- 基本測量の実施 (土木総務室) 三
- 公告
- 軽油取引税の特約業者の指定の取消し (税務室) 三
- 特定非営利活動法人の認証申請 (文化・県民協働室) 三
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (") 四
- 宅地建物取引業者の事務所所在地の確知不能 (建築指導室) 四
- 選挙管理委員会告示
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し 四
- 公安委員会規則
- 広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (県法規登載) 五
- 公安委員会告示
- 遊技機の型式の検定の告示 五
- 公安委員会公告
- 技能検定員審査(普自一)の実施 六
- 技能検定員審査(大型・大特・牽引)の実施 六

収用委員会公告

- 土地収用の裁決手続の開始の決定 七
- 広島高速道路公社公告
- 広島高速道路の工事の一部分完了 七
- 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路の指定 七
- 広島高速道路の料金及び料金の徴収期間(変更) 八
- 広島高速道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法 一

告示

広島県告示第八百七十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定によって、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月十二日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団公仁会齋島診療所	呉市豊浜町齋島一六五番一号	平成一八年八月九日
すずらん薬局阿品台店	廿日市市阿品台四丁目一七番二七号	平成一八年九月一日
桜尾歯科医院	廿日市市桜尾三丁目一番一五号	平成一八年一月一日
しげの整形外科スポーツクリニック	廿日市市阿品三丁目一番六号	平成一八年九月一日
宗盛医院	安芸郡熊野町萩原六二四八番一号	平成一八年九月一六日
診療所クボ歯科クリニック	安芸郡坂町坂西一丁目三番八号	平成一八年一月一日
おの内科クリニック	東広島市安芸津町風早一一八番地二四	平成一八年一月一日
三原赤十字訪問看護ステーション	三原市東町二丁目七番一号	平成一八年九月一五日
いしねファミリークリニック	三原市本郷町本郷四六八番一	平成一八年一月二日

ありす薬局東尾道店	尾道市高須町四七五番五号	平成一八年九月三日
あんず薬局	尾道市高須町四七六番一九号	平成一八年九月三日
あやめ薬局	府中市上下町上下一 三九番一号	平成一八年九月三日
あやめ薬局沖見店	府中市上下町上下二 九七番一号	平成一八年九月一日
日本調剤上下薬局	府中市上下町上下九七番の三	平成一八年九月一日
みらさか薬局	三次市三良坂町三良坂字高木二六三四番五	平成一八年九月一日
アカシア薬局東城店	庄原市東城町川東一四七番三三三	平成一八年八月一日

広島県告示第八百七十三号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。
 平成十八年十月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しげの整形外科	廿日市市阿品三丁目一番六号	平成一八年八月三日
宗盛医院	安芸郡熊野町六二四八番一号	平成一八年九月一六日
恵愛クリニック	山県郡北広島町阿坂二二九九番二五号	平成一八年九月一九日
ありす薬局東尾道店	尾道市高須町四七五番四号	平成一八年九月二三日
あんず薬局	尾道市高須町四七六番一九号	平成一八年九月二三日
あやめ薬局	府中市上下町上下一〇三九番一号	平成一八年九月二三日
アカシア薬局東城店	庄原市東城町川東一四七番三三三	平成一八年七月二三日

広島県告示第八百七十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。
 平成十八年十月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	標榜診療科目	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指 定 年 月 日
あまの歯科・矯正歯科クリニックス	三原市本郷町本郷五〇九四番二号	育成・更生医療	歯科矯正	天野 有 希	平成一八年一〇月一日
まつお歯科医院	三次市畠敷町二四番一号	育成・更生医療	歯科矯正	松尾 友太郎	平成一八年一〇月一日
田部矯正歯科	安芸郡海田町窪町九番一三三	育成・更生医療	歯科矯正	田部 孝 治	平成一八年一〇月一日
独立行政法人国立病院機構呉医療センター	呉市青山町三番一号	育成・更生医療	心臓 脈管 外科	泉 谷 裕 則	平成一八年一〇月一日
独立行政法人国立病院機構呉医療センター	呉市青山町三番一号	育成・更生医療	中枢神経	田 中 丈 夫	平成一八年一〇月一日
独立行政法人国立病院機構呉医療センター	呉市青山町三番一号	育成・更生医療	整形外科	倉 都 滋 之	平成一八年一〇月一日
アイビィ眼科	廿日市市宮内四三一一番五号	育成・更生医療	眼科	中 村 民 江	平成一八年一〇月一日

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
くるみ薬局焼山店	呉市焼山中央二丁目一番二二号	育成・更生医療	平成一八年一〇月一日
康仁薬局仁方店	呉市仁方西神町六番	育成・更生医療	平成一八年一〇月一日
康仁薬局呉中央店	呉市中央一丁目三番一号一〇一	育成・更生医療	平成一八年一〇月一日
康仁薬局呉本町店	呉市本通四丁目一〇番五号	育成・更生医療	平成一八年一〇月一日
くるみ薬局黒瀬店	東広島市黒瀬町兼広一三九番一号	育成・更生医療	平成一八年一〇月一日
康仁薬局	東広島市黒瀬町檜原六四六番四号	育成・更生医療	平成一八年一〇月一日

全快堂・あおい薬局	東広島市西条町御園字五四八九番一 号	育成・更生医療	平成一八年 一〇月一日
クルーズ薬局	安芸郡海田町西浜四番二の二 号	育成・更生医療	平成一八年 一〇月一日
康仁薬局海田店	安芸郡海田町窪町二番一四 号	育成・更生医療	平成一八年 一〇月一日
康仁薬局府中店	安芸郡府中町本町五丁目九番三 号	育成・更生医療	平成一八年 一〇月一日
エンゼル薬局田口店	東広島市西条町田口三八三番七 号	育成・更生医療	平成一八年 一〇月一日
三原赤十字訪問看護ステーション	三原市東町二丁目七番一 号	育成・更生医療	平成一八年 一〇月一日

広島県告示第八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 三次市君田町西入君字鑄原二四五、二四六、二四七の一、字井出山甲二五三の二六
- 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字鑄原二四五・二四六・二四七の一・字井出山甲二五三の二六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第八百七十六号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年十月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 作業種類
 - 基本測量（ジオイド測量）
- 二 作業期間
 - 平成十八年十月二十三日から平成十九年三月十六日まで
- 三 作業地域
 - 広島市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、安芸太田町

公 告

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定によって、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。

平成十八年十月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 (氏)	称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
山本石油株式会社		安芸郡海田町国信一丁目五番一八号	平成一八年九月三〇日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年十月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人鶴と亀	代表者 石森 茂樹	主たる所在地 広島県呉市阿賀北七丁目一四番八号	定款に記載された目的 この法人は、障害者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもった助け合いによる自立支援に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。	申請のあった年月日 平成一八年九月二十八日
特定非営利活動法人安芸くみき会	慶徳 章江	広島県広島市安芸区矢野西二丁目二番二一號	この法人は、精神障害者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。	平成一八年一〇月二日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年十月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さわやかライフクラブ	代表者 掛本 英子	主たる所在地 広島県広島市安佐北区落合南一丁目三番三号	定款に記載された目的 この法人は、高齢者の健康の保持増進を図るため、市町村保健センターが行なう健康教育を支援するとともに社会福祉協議会、在宅福祉団体、医療従事者と総合的な連携体制を推進し、高齢社会における家族と地域ぐるみの保健・医療・福祉のネットワークの実現につとめることを目的とする。	定款変更の内容 事業の変更	申請のあった年月日 平成一八年一〇月二日
-------------------------------------	--------------	--------------------------------	--	------------------	-------------------------

次の宅地建物取引業者(以下「業者」という。)について事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定によって、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該業者から申出がないときは、同項の規定によって、当該業者の免許を取り消す。

平成十八年十月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

商号又は名称 青山宅建有限公司	代表者氏名 代表取締役 青山 和典	宅地建物取引業者名簿に登記されている事務所の所在地 福山市春日町三丁目二番三二号
--------------------	-------------------------	---

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、広島県選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年十月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	取消年月日
宇佐集会所	広島市佐伯区湯来町大字下一〇番地一	平成一八年九月二七日
久日市集会所	広島市佐伯区湯来町大字下一〇六三番地三	平成一八年九月二七日
さつき会館	広島市佐伯区湯来町大字多田甲一八〇四番地	平成一八年九月二七日
伏谷文化センター	広島市佐伯区湯来町大字伏谷一八七四番地五	平成一八年九月二七日
桐集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂五八三番地	平成一八年九月二七日
峠集会所	広島市佐伯区湯来町大字葛原一六〇六番地三	平成一八年九月二七日
津伏老人集会所	広島市佐伯区湯来町大字下五三〇番地三	平成一八年九月二七日
中川角集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂三五〇一番地一	平成一八年九月二七日

東川角集会所	広島市佐伯区湯来町大字伏谷二番地一五五	平成一八年九月二七日
大山集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂二一六番地一	平成一八年九月二七日
古塚老人集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂三三五七番地一	平成一八年九月二七日
小伏原集会所	広島市佐伯区湯来町大字伏谷四〇四番地五	平成一八年九月二七日
木末集会所	広島市佐伯区湯来町大字葛原一一五七番地一	平成一八年九月二七日
下地区集会所	広島市佐伯区湯来町大字下一二四一番地	平成一八年九月二七日
重光集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂九六六番地一	平成一八年九月二七日
八幡原中央集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂二七九八番地六	平成一八年九月二七日
土井集会所	広島市佐伯区湯来町大字葛原九〇四番地五	平成一八年九月二七日
大畑集会所	広島市佐伯区湯来町大字伏谷一〇八三番地三	平成一八年九月二七日
鹿ノ道集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂一七九二番地一	平成一八年九月二七日
白砂台集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂二〇番地一	平成一八年九月二七日

公安委員会規則

広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月12日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

広島県公安委員会規則第13号

広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則 (昭和37年広島県公安委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

第22条の2第1号中「並びに一般国道2号広島岩国道路、一般国道2号尾道・福山自動車道及び一般国道317号西瀬戸自動車道」を「一般国道2号広島岩国道路、一般国道2号尾道・福山自動車道及び一般国道317号西瀬戸自動車道並びに広島高速1号線」に改める。

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 広島県道路交通法施行細則 (昭和35年広島県公安委員会規則第15号) の一部を次のように改正する。

第22条中「並びに一般国道2号広島岩国道路、一般国道2号尾道・福山自動車道及び一般国道317号西瀬戸自動車道」を「一般国道2号広島岩国道路、一般国道2号尾道・福山自動車道及び一般国道317号西瀬戸自動車道並びに広島高速1号線」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成18年10月16日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第84号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。) 第6条に定める技術上の規格に適合していると認めると、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年10月12日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0875	告示の日(平成18年10月12日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CR俺たち三羽鴉 B60F	株式会社 高尾ヶ島敏博 代表取締役 古屋市中川區 (愛知県名古屋市中川區 太平通一丁目3番地)	左 同
6P0146	同 上	同 上	新しししにおまかせ! J10CGX	株式会社 大一商会 高明 代表取締役 古屋市中村區 (愛知県名古屋市中村區 囃付町一丁目22番地)	左 同
6P0046	同 上	同 上	CR新しししにおまかせ! J20	同 上	左 同
6P0211	同 上	同 上	CR新しししにおまかせ! J10S	同 上	左 同
6P0863	同 上	同 上	CR新しししにおまかせ!	同 上	左 同
6P0806	同 上	同 上	新しししにおまかせ! GX	同 上	左 同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第102号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年10月12日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類
技能検定員審査(普自二)

- 2 審査の期日
平成18年11月13日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
法第99条の2第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第4条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
 - (1) 申請に必要な書類
 - ア 技能検定員審査申請書(写真及び審査手数料貼付のもの) 1通
 - イ 技能検定員等審査手数料計算表 1通
 - ウ 自動車運転免許証の写し 1通
 - エ 履歴書 1通
 - オ 運転記録証明書 1通
 - カ 技能検定員資格者証等を有している者はその写し
 - (2) 申請書等の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
 - (3) 申請書等の提出期限
平成18年11月6日

広島県公安委員会公告第103号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年10月12日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類
技能検定員審査(大型・大特・牽引)
- 2 審査の期日
平成18年11月14日
- 3 審査の場所

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター

- 4 審査対象者
法第99条の2第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第4条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
 - (1) 申請に必要な書類
 - ア 技能検定員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの) 1通
 - イ 技能検定員等審査手数料計算表 1通
 - ウ 自動車運転免許証の写し 1通
 - エ 履歴書 1通
 - オ 運転記録証明書 1通
 - カ 技能検定員資格者証等の写し 1通
 - (2) 申請書等の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
 - (3) 申請書等の提出期限
平成18年11月7日

収用委員会公告

土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十八年十月十二日

広島県収用委員会

- 一 起業者
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一般国道二号改築工事 (三原バイパス・広島県三原市糸崎町地内から同市中之町地内まで) 並びにこれに伴う無線中継所管理用道路及び砂防設備付替工事
- 三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在地	地番	地目	積	裁決手続を開始する土地の面積 (㎡)
三原市糸崎町	五四七一番	宅地 公簿 現況 雑種地	公簿 一七・九九 実測 一八・〇一	一八・〇一

- 四 土地所有者の氏名及び住所
田村昭三 三原市明神三丁目二番五 一〇四号
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(根抵当権者) 株式会社もみじ銀行 広島市中区胡町一番二四号
(仮差押債権者) シンキ株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目六番一号 (新宿エルタワー二八F)
(差押債権者) 三原市
- 六 土地収用裁決の手続開始を決定した日
平成十八年九月二十六日

広島高速道路公社公告

本公司において、広島高速道路の工事が次のとおり一部完了するので、道路整備特別措置法 (昭和三十一年法律第七号) 第二十二條第二項の規定によって公告する。

平成十八年十月十二日

広島高速道路公社理事長 田原 克尚

- 一 路線名
県道広島東インター線 (広島高速一号線)
- 二 工事の区間
広島市東区福田町から広島市東区馬木町まで
- 三 工事一部完了の日
平成十八年十月十五日

道路整備特別措置法施行令 (昭和三十一年政令第三百十九号) 第十九条及び車両制限令

(昭和三十六年政令第二百六十五号) 第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に心じ最大二十五トンである道路を次のように指定する。

平成十八年十月十二日

広島高速道路公社理事長 田原克尚

路線名	指定する道路の区間	指定する期日
県道 広島東インター線 (広島高速一号线)	広島市東区福田三丁目三三三番一地从先から広島市東区馬木町大字宇筒原二一九三番一地从先まで	平成十八年一月一六日

広島高速道路の料金及び料金の徴収期間について、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十五条第一項の規定によって公告する。

平成十八年十月十二日

広島高速道路公社理事長 田原克尚

一 路線名及び料金の徴収区間

路線名	料金の徴収区間
広島高速一号线(広島県道広島東インター線)	広島市東区福田町から同市同区温品二丁目まで

二 料金の額

前記一の料金徴収区間における各出入口相互間の自動車の種類ごとの通行一回当たりの料金の額(単位:円)は、次のとおりとする。

(イ)普通車

都市高速広島 福田	馬木	温品	間所
	・	・	一〇〇
	・	・	二五〇

(ハ)特大車

(ロ)大型車

都市高速広島 福田	馬木	温品	間所
	・	・	一六〇
	・	・	四一〇

(ニ)軽自動車等

注1 前記における車種区分ごとの自動車の種類は、別表のとおりとする。
注2 都市高速広島東とは広島市東区福田町、福田とは広島市東区福田三丁目、馬木とは広島市東区馬木町、温品とは広島市東区温品町、間所とは広島市東区温品二丁目設置する出入口をいう。

三 割引をする自動車及び割引率

1(イ) 料金を徴収する全自動車(ロ)の自動車を除く。について、次の割引率の回数通行券を発行する。
都市高速広島東・福田、間所区間

都市高速広島 福田	馬木	温品	間所
	・	・	三〇〇
	・	・	七〇〇

都市高速広島 福田	馬木	温品	間所
	・	・	五〇
	・	・	二〇〇

回数通行券の種類	価 格	割引率
普通車	二、八〇〇円	約一七%
大型車	四、八〇〇円	
特大車	七、六〇〇円	
普通車等	七、〇〇〇円	約一七%
大型車	二、四〇〇円	
軽自動車等	二、〇〇〇円	
普通車	二、八〇〇円	二〇%
大型車	四、八〇〇円	
特大車	七、六〇〇円	
普通車等	七、〇〇〇円	二〇%
大型車	二、四〇〇円	
軽自動車等	二、〇〇〇円	

馬木、間所区間

温品、間所区間

回数 券	回数 券の 種類			価 格	割 引 率
	軽 自 動 車 等	特 大 型 車	普 通 車		
一〇〇回券	軽自動車等	特大型車	普通車	一六〇〇円	二〇%
	特大型車	普通車	普通車	五八〇〇円	
	普通車	普通車	普通車	二〇〇〇円	
二四回券	軽自動車等	特大型車	普通車	四〇〇〇円	約一七%
	特大型車	普通車	普通車	一四〇〇円	
	普通車	普通車	普通車	八二〇〇円	
九回券	軽自動車等	特大型車	普通車	二四〇〇円	約一七%
	特大型車	普通車	普通車	一、二八〇円	
	普通車	普通車	普通車	八〇〇円	

温品、間所区間

回数 券	回数 券の 種類			価 格	割 引 率
	軽 自 動 車 等	特 大 型 車	普 通 車		
一〇〇回券	軽自動車等	特大型車	普通車	四〇〇〇円	二〇%
	特大型車	普通車	普通車	一、二八〇円	
	普通車	普通車	普通車	八〇〇円	
二四回券	軽自動車等	特大型車	普通車	一、〇〇〇円	約一七%
	特大型車	普通車	普通車	三、一五〇円	
	普通車	普通車	普通車	二、〇〇〇円	
九回券	軽自動車等	特大型車	普通車	二、四〇〇円	約一七%
	特大型車	普通車	普通車	一、二八〇円	
	普通車	普通車	普通車	八〇〇円	

(口) 広島高速道路公社理事長(以下「理事長」という。)が大量の通勤者及び通学者の通行に資すると認められた路線バス(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)については、次の割引率の回数通行券を発行する。

都市高速(広島東・福田)間所区間

回数 券	回数 券の 種類	価 格	割 引 率
一〇〇回券	大型車	四、〇〇〇円	三〇%

馬木、間所区間

回数 券	回数 券の 種類	価 格	割 引 率
一〇〇回券	大型車	二八、七〇〇円	三〇%

温品、間所区間

回数 券	回数 券の 種類	価 格	割 引 率
一〇〇回券	大型車	一、〇三〇円	三〇%

2 ETC割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引をする自動車

ETC車(有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成十一年八月二日建設省令第三十八号)第一条に規定する有料道路自動料金收受システム(以下「ETCシステム」という。))を利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、ETCカード(同令第二条第二項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」という。))が定めたETCシステム利用規程(平成十七年十月一日)第二条第一号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。)

(ロ) 割引率

割引率は、十パーセントとする。

ただし、割引された額に十円未満の端数が生じる場合は、これを十円単位に切り上げる。

3 ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引をする自動車

理事長が別に定めるところにより、ETCカード及び車載器(ETCシステム利用規程第二条第一号に規定する車載器をいう。以下同じ。)の登録をした路線バス(乗車定員三十人以上の自動車のうち、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものではないと認定したものをいう。)(でETCシステムを使用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能

になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

(ロ) 割引率

割引率は、三十パーセントとする。

ただし、割引された額に十円未満の端数が生じる場合は、これを十円単位に切り上げる。

4 障害者割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引をする自動車

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づき福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の又は の要件を満たすものとして、広島高速道路公社（以下「公社」という。）が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、公社が別に定めるもの

手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日発児第七百二十五号厚生省発児家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で公社が別に定めるもの

なお、前記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカードと車載器をともに使用する場合に限る。

(ロ) 割引率

割引率は五十パーセント以下とする。

ただし、割引された額に十円未満の端数が生じる場合は、これを十円単位に切り上げる。

5 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

広島高速一号线を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を限定するものとする。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定するものとする。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに前記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出するものとする。

6 割引相互間の適用関係

(イ) 障害者割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

(ロ) ETC路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

四 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収区間の一部が供用された日（平成九年十月）から四十五年九月月間（各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日「平成十五年十二月」から三十九年六月。）とする。

五 実施期日

1 この料金及び料金の徴収期間にかかる申請事項は、特に定める場合を除き、広島高速一号线（広島県道広島東インター線）のうち広島市東区福田町から同市東区馬木町までの区間を供用する日から実施するものとし、それまでの間は従前のとおりとする。

2 この申請事項中三二については、広島高速一号线（広島県道広島東インター線）のうち広島市東区福田町から同市東区馬木町までの区間を供用する日から理事長が別に定める日まで実施する。

別表

自動車等の種類

大 型 車	普 通 車	車 種 区 分
ト 乗合型自動車 (路線を定めて定期に運行するもの等)	イ 小型自動車 (小型二輪自動車を除く) ロ 普通乗用自動車 ハ 普通貨物自動車 (車両総重量八トン未満かつ最大積載量五トン未満のもので三車軸以下のもの) ニ 乗合型自動車 (乗車定員一人以上二人以下のもので車両総重量八トン未満のもの) ホ けん引自動車が普通車(普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。)又は軽自動車等である連結車両 ヘ 普通貨物自動車 (車両総重量八トン以上又は最大積載量五トン以上のもので三車軸以下のもの及び車両総重量二五トン以下のもので四車軸のもの)	自動車等の種類 要
		摘
		要

軽自動車等	特 大 車	チ
ヨ 小型特殊自動車 カ 小型二輪自動車	リ 普通貨物自動車 (四車軸以上のもの) ヌ 大型特殊自動車 ル 乗合型自動車 (その他) ヲ 連結車両 (その他) ワ 軽自動車	けん引自動車は普通車又は大型車(二車軸である連結車両) イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が二以上のものとの連結車両、ハ又はニに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が一のものとの連結車両及びヘ又はトに該当するけん引自動車で車軸数の合計が二のものとの被けん引自動車で車軸数が一のものとの連結車両をいう。
		イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が二以上のものとの連結車両、ハ又はニに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が一のものとの連結車両及びヘ又はトに該当するけん引自動車で車軸数の合計が二のものとの被けん引自動車で車軸数が一のものとの連結車両をいう。
		普通貨物自動車で車軸数の合計が四以上のもの(ハ又はロに該当するものを除く。)をいう。
		法第三条に規定する大型特殊自動車で、ポールトレーラー以外のものをいう。
		乗合型自動車で、乗車定員が三〇人以上のもの又は車両総重量八トン以上のもの(トに該当するものを除く。)をいう。
		けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ホ又はチに該当するものを除く。)をいう。
		法第三条に規定する軽自動車をいう。
		法第三条に規定する小型特殊自動車をいう。
		法第三条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車であるものをいう。

広島高速道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十四条第四項の規定によって公告する。

平成十八年十月十二日

広島高速道路公社理事長 田原 克尚

第一条 公社が法第二十四条第一項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両(以下「通行車両」という。)は、この通行方法に従って公社の高速道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のように定める。(適用)

第一条 公社が法第二十四条第一項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両(以下「通行車両」という。)は、この通行方法に従って公社の高速道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

第二条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則(昭和三十一年建設省令第十八号)第十三条に定めるところによる。

第三条 料金の收受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおり

とする。

一 通行車両は、確実に係員が料金の收受を行うことができず程度に当該係員が当該收受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。

二 通行車両は、料金の收受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（通行券の交付を行う一般専用有人施設における通行方法）

第四条 通行券の交付を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 通行車両は、確実に係員が通行券の交付を行うことができず程度に当該係員が当該交付を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。

二 通行車両は、通行券の交付後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（通行券の確認を行う一般専用有人施設における通行方法）

第五条 通行券の確認を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 通行車両は、確実に係員が通行券の確認を行うことができず程度に当該係員が当該確認を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。

二 通行車両は、通行券の確認後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法）

第六条 通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 通行車両は、確実に料金收受機等により通行券の交付を行うことができず程度に料金收受機等に近接した場所で停止しなければならない。

二 通行車両は、通行券の交付後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。

（E T C専用施設における通行方法）

第七条 E T C専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、

E T C通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。

二 E T C通行車以外の通行車両は、E T C専用施設を通過してはならない。

（E T C・一般共有施設における通行方法）

第八条 E T C・一般共有施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 E T C通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には、当該指示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、通行しなければならない。

二 E T C通行車以外の通行車両は、第三条から第五条までに掲げる施設の区分に応じ当該各条に定める通行方法により、通行しなければならない。

（E T C・一般共通機械式施設における通行方法）

第九条 E T C・一般共通機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 E T C通行車は、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示に従って、通行しなければならない。

二 E T C通行車以外の通行車両は、第六条に定める通行方法により、通行しなければならない。

（閉鎖施設の通過の禁止）

第十条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。